

友愛訪問活動の実施方法について

長泉町シニアクラブ連合会

長泉町シニアクラブ連合会友愛訪問活動事業実施要綱第4条第5項の規定に基づき、単位クラブが実施する友愛訪問活動の実施方法について次のとおりガイドラインを定める。

1 対象者（要綱第2条関係）

- ① 各単位クラブは、シニアクラブが有する地縁団体としての特性を活かし、日常の近所付き合いやクラブ活動を通して地域の見守りが必要なひとり暮らし高齢者等（以下「対象者」という。）の把握に努める。
- ② 単位クラブ会長や友愛活動責任者は、会員に対象者の候補について広く情報を求め、対象者の把握もれがないように努める。
- ③ 会長及び友愛活動責任者は、別紙「シニアクラブ長泉友愛訪問対象者基準表」を参考にして候補者の中から合議により対象者を選定する。
- ④ 対象者を選定したときは、友愛訪問活動対象者名簿（様式1上表）を長泉町シニアクラブ連合会（以下「シニアクラブ長泉」という。）に提出する。
- ⑤ 対象者名簿を提出した後も定期的に対象者の見直しを行うとともに、追加や削除があったときは速やかに更新後の対象者名簿を提出する。

2 実施体制（要綱第3条関係）

- ① 単位クラブは区内をいくつかのブロックに分け各ブロックに友愛訪問員を配置する方式や、対象者と親交のある会員を友愛訪問員にする方式など、それぞれのクラブの実情に合わせて友愛訪問チームを編成するよう努める。
- ② 友愛訪問の実施には外出先で出会ったときに声掛けをするなど会員全員で見守りを行う姿勢が求められるが、担当する友愛訪問員を特定しておくことにより対象者との信頼関係を築くよう努めることが望まれる。
- ③ 対象者の居室を訪れる場合には不測の事態に備えるため2人で訪問することが望ましいが、友愛訪問員と対象者の間に信頼関係が構築されている場合はこの限りではない。
- ④ 友愛訪問チームを編成したときは、友愛訪問員名簿（様式1下表）をシニアクラブ長泉に提出する。

3 事業内容（要綱第4条及び別表関係）

- ① 要綱別表に例示する「活動の具体例」を参考にして友愛訪問活動を行うものとするが、各単位クラブの友愛訪問活動の実施状況を考慮し、できることから行うものとする。
- ② 友愛訪問員は、友愛訪問活動の実施内容を対象者別友愛訪問活動記録表（様式2）に記録する。（シニアクラブ長泉への提出は不要）
- ③ 友愛活動責任者は、毎月、友愛訪問員から対象者別友愛訪問活動記録表を集め、対象者ごとに集計して友愛訪問活動記録表（様式3）を作成し、翌月の理事及び友愛部長合同会議までにシニアクラブ長泉に提出する。

4 関係機関との連携（第5条関係）

- ① 友愛訪問員は、対象者が自ら解決することが困難な困りごとを抱えていることを知ったときは、速やかに会長または友愛活動責任者に報告する。
- ② 会長または友愛活動責任者は、困りごとの解決のために公的機関の支援が必要と判断したときは適切な公的機関に情報提供するか、もしくは友愛訪問員に対し公的機関に情報提供をするよう指示する。  
＜参考＞ 地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員には守秘義務が課されているため情報提供者の氏名を対象者に知らせることはない。

## シニアクラブ長泉 友愛訪問対象者基準表

## I 障害高齢者の日常生活自立度の判定基準による対象者

区分	状態像
寝たきり	<p>屋内での生活(食事、排泄、着替え)は何らかの介助を要し、日中もベット上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車いすに移乗し、食事、排泄はベットから離れて行う。</li> <li>2 介助により車いすに移乗する。</li> <li>3 自力では寝返りもうてない。</li> </ol>
	<要介護認定による目安> 要介護4、要介護5
虚弱	<p>屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介助により外出し、日中はほとんどベットから離れて生活する。</li> <li>2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。</li> </ol>
	<要介護認定による目安> 要介護1、要介護2、要介護3

## &lt;参考&gt;

自立	<p>何らかの障害等(疾病や障害及びそれらの後遺症または老衰により生じた身体機能の低下)を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機関等を利用して外出する。</li> <li>2 隣近所なら外出する。(買い物など)</li> </ol>
	<要介護認定による目安> 要支援1、要支援2

(注) 「障害高齢者の日常生活自立度」は要介護認定の際に用いられる指標のひとつであるが、審査判定には「認知症高齢者の日常生活自立度」も加味される。

そのため、「障害高齢者の日常生活自立度」では「寝たきり」に該当しない高齢者であっても認知症の周辺症状により要介護4や要介護5の認定を受ける場合がある。

## II その他の対象者

独居	地域の見守りが必要なひとり暮らしの高齢者。ただし、同一敷地内の別棟に見守りが可能な親族が居住している場合を除く。
病弱	慢性的な病気などにより病弱な高齢者であって、日常生活に支障があり地域の見守りが必要な高齢者。
障がい	身体的な障害や精神障害などにより障害者手帳の交付を受けている高齢者であって、日常生活に支障があり地域の見守りが必要な高齢者。
その他	身体的要因、心理的要因、社会的要因などにより引きこもり、地域社会との交流が乏しい高齢者。 障害高齢者の日常生活自立度の判定基準では寝たきりや虚弱に該当しないが認知症の症状があり地域の見守りが必要な高齢者。 など

<参考> 要介護認定の目安

認定区分	高齢者の状態像
要支援1	日常生活はほぼ自分で行えるが、今後、要介護状態になることを予防するために少し支援が必要。
要支援2	日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを利用すれば機能の維持、改善が見込める。
要介護1	立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴に一部または全面的な介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行に支えが必要。排泄や入浴にも一部または全面的な介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。
要介護4	生活全般に能力の低下がみられ、排泄、入浴、衣服の着脱に全面的な介助、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難。
要介護5	生活全般にわたり全面的な介助が必要。意志の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。

(注) 立ち上がりや歩行が安定していても、認知症の度合いによって介護度が変わることがある。